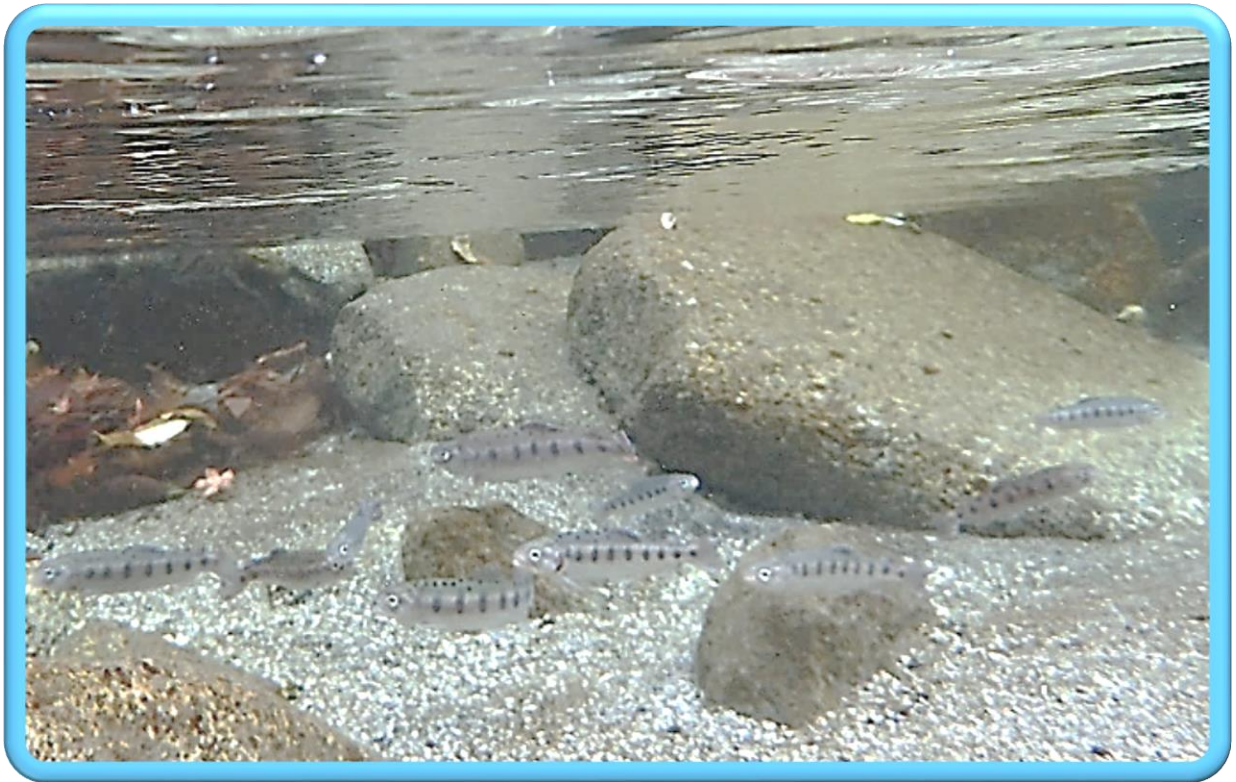




神奈川県
環境農政局 緑政部
水源環境保全課

改訂

神奈川県生活排水処理施設整備構想



平成31年 1 月

目 次

1	はじめに	1
	(1) 生活排水処理施設整備構想について	1
	(2) 構想の改訂の必要性	1
	(3) 構想の位置付け	1
2	生活排水処理施設について	2
	(1) 一般家庭等からの生活排水の排出経路	2
	(2) 生活排水処理施設の整備	2
	(3) 生活排水処理施設の種類	3
3	生活排水処理施設整備に係る現状と課題	4
	(1) 生活排水処理施設整備・公共用水域の水質の現状と課題	4
	(2) 社会経済情勢等の変化	6
4	生活排水処理施設に係る整備方針等	7
	(1) 基本事項	7
	(2) 汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定	9
5	構想を実現するために	10
	(1) 地域特性に応じた効率的な整備促進	10
	(2) 合併処理浄化槽への転換の促進	10
	(3) 県民への広報・啓発	10
	(4) 早期接続の促進	10
	(5) 生活排水処理施設の適正な維持管理	10
6	生活排水処理の役割分担等	11
	(1) 生活排水処理の役割分担	11
	(2) 神奈川県生活排水施設整備構想連絡会議	11
7	生活排水処理施設整備目標（市町村別）	12
	(1) 基準年次(平成28年度)	12
	(2) 概成年次(平成37年度)	13

別冊 神奈川県生活排水処理施設整備構想エリアマップ

1 はじめに

(1) 生活排水処理施設整備構想について

河川・湖沼・海などの公共用水域の水質汚濁の主な原因は一般家庭から排出される生活排水にあることから、生活排水を適切に処理することは、健全な水環境を保全する上で極めて重要となっています。

県では、生活排水を100%処理することを目標に、市町村における下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の効果的・効率的な整備を推進するため、平成9年3月に「神奈川県生活排水処理施設整備構想」（以下「構想」といいます。）を策定しました。

この構想は、生活排水処理施設の整備に関する基本的な考え方と県内全域の生活排水処理施設の整備の現状と目標を示しており、市町村において生活排水処理施設の整備を進める上での指針的な役割を持つものです。

構想策定から7年を経過した平成16年3月には、経済性の観点等を踏まえた整備手法の点検・見直しにより、平成23年2月には人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた点検・見直しにより、構想の改訂を行いました。

(2) 構想の改訂の必要性

平成27年度を中間目標年次とする前構想（平成23年2月）に基づく取組の結果、生活排水処理率は平成21年度の97.2%から、平成27年度は97.9%に改善されましたが、最終目標である生活排水処理率[※]100%を達成するには、今後とも一層の取組を進めていく必要があります。

そこで、県では国の「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（平成26年1月30日付農林水産省農村振興局整備部農村整備官、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長連名）の通知に基づき、市町村との密接な連携のもと、今後見込まれる人口減少や一段と厳しさを増す財政状況、インフラの老朽化などの社会経済情勢等の変化を踏まえて、構想を見直すこととしました。

なお、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年12月22日）の中で「污水处理の普及促進」として、「水環境改善のため、污水处理施設の未普及地域において、下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設の適切な役割分担の下、効率的な污水处理施設整備を実施する」とされています。

※ 生活排水処理率(%)：住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合であり、農林水産省、国土交通省、環境省が毎年度調査している「污水处理人口普及率」と同様の方法により算出しています。（下水道処理開始公示済み区域については、下水道への接続の有無にかかわらず下水道による処理人口として計算しています。）

(3) 構想の位置付け

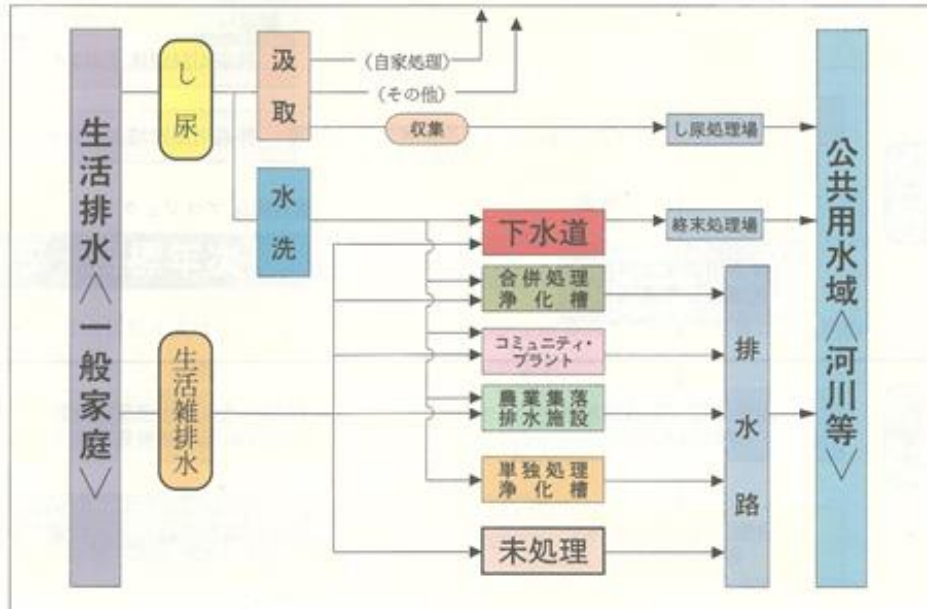
ア 本構想は、平成7年12月の厚生省、農林水産省、建設省の3省連名通知に基づき、市町村が策定する一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画）、下水道整備構想等をもとに、県が広域的な観点から調整・検討を行い、策定したものです。

イ 本構想は、県生活環境の保全等に関する条例第104条において、生活排水処理に関する基本方針に位置付けられています。

2 生活排水処理施設について

(1) 一般家庭等からの生活排水の排出経路

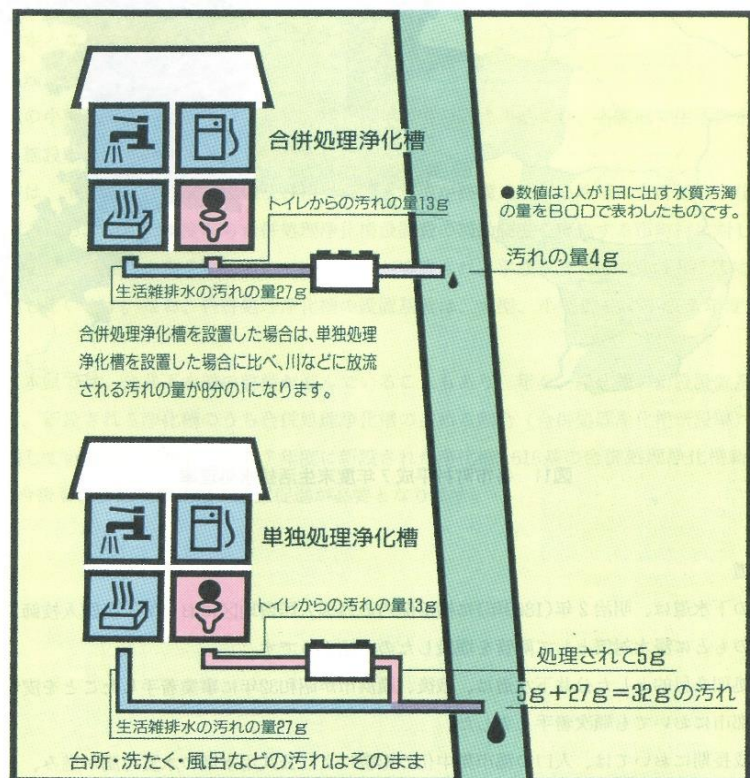
台所や洗濯、風呂、トイレ等から流れる生活排水は、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つとなっています。生活排水処理施設では、微生物の働きなどを利用し生活排水をきれいにしてから、河川等の公共用水域に排出しています。



(2) 生活排水処理施設の整備

高度経済成長期から「トイレの水洗化」を目的とした「単独処理浄化槽」が急速に普及しました。単独処理浄化槽（みなし浄化槽）は「トイレの水」のみを処理し、生活雑排水を処理しないため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、BOD^{*}の量が8倍になります。

生活排水処理施設の整備とは、生活雑排水を処理する下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設などを整備することをいいます。



※BOD：

水質指標の一つであり、生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、水中に存在する有機物を微生物により分解する時に消費する酸素量を数値化したものです。数値が多いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示しています。

（３）生活排水処理施設の種類の種類

この構想で、対象とする生活排水処理施設は次のとおりです。

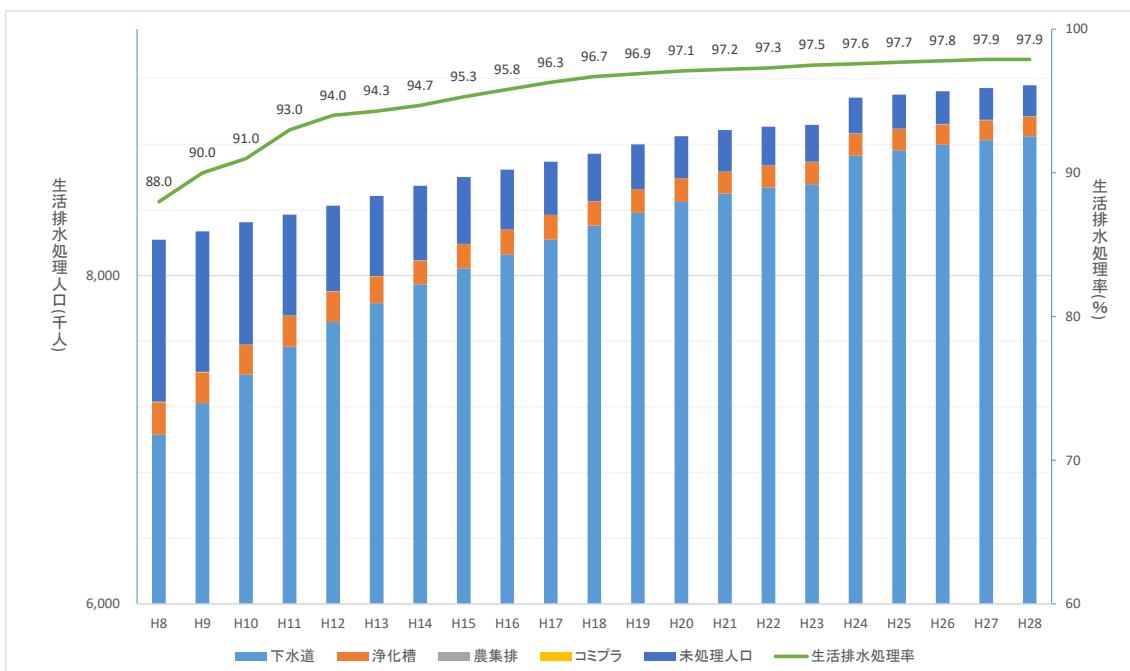
生活排水処理施設	集合処理	下水道	公共下水道	市町村内の下水を排除・処理する下水道で、市町村が管理するもの。
			単独公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理する下水道で、終末処理場を有するもの。
			流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理する下水道で、終末処理場を持たず、県の流域下水道幹線に接続するもの。
			特定環境保全公共下水道	主として市街化区域以外において、農山漁村の生活環境改善のために設置されるもの。
		流域下水道	複数の市町村からの下水を排除・処理する下水道で、県が設置管理するもの。幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場からなる。	
	集合処理	農業集落排水施設	農業振興地域の農業集落の生活環境改善、農業用排水等の水質保全を図るため設置されるもの。	
		コミュニティ・プラント	団地や集合住宅等に設置される、し尿と生活雑排水を処理する施設で、市町村が管理するもの。	
	個別処理	合併処理浄化槽	集合処理施設が整備されない区域において、各戸ごとに、し尿と生活雑排水を併せて処理するもの。	

3 生活排水処理施設整備に係る現状と課題

(1) 生活排水処理施設整備・公共用水域の水質の現状と課題

生活排水処理施設整備	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度における県全体の生活排水処理率は97.9%であり、全国平均の90.4%を約7ポイント上回り、東京都、兵庫県、滋賀県に次いで全国で4番目に高い割合ですが、市町村別では全国平均90.4%を下回る市町村が12市町あります。 前構想の中間目標年次である平成27年度的生活排水処理率は97.9%となり、目標としていた98.3%を約0.4ポイント下回りました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽は、生活雑排水を処理しないまま公共用水域に放流するため、水質汚濁原因の1つとされています。そのため、早期の下水道への接続、合併処理浄化槽への転換が課題となっています。 下水道への接続や合併処理浄化槽への転換に当たっての経済的な負担などから、特に高齢者世帯などでは転換が進んでいません。 下水道では、老朽化に伴う大量更新時期の到来、職員数の減少による執行体制の脆弱化、市町村間での整備状況や財政事情の格差などの課題が生じています。 <p>また、今後の人口減少を踏まえ、生活排水処理施設整備の財源確保が難しくなる状況が想定されるため、適正な維持管理や事業経営の健全化などを考慮した持続的な生活排水処理施設を検討するなど、今後、生活排水処理率を維持・向上させるための取組が必要となります。</p>

【生活排水処理人口の内訳・処理率の推移】

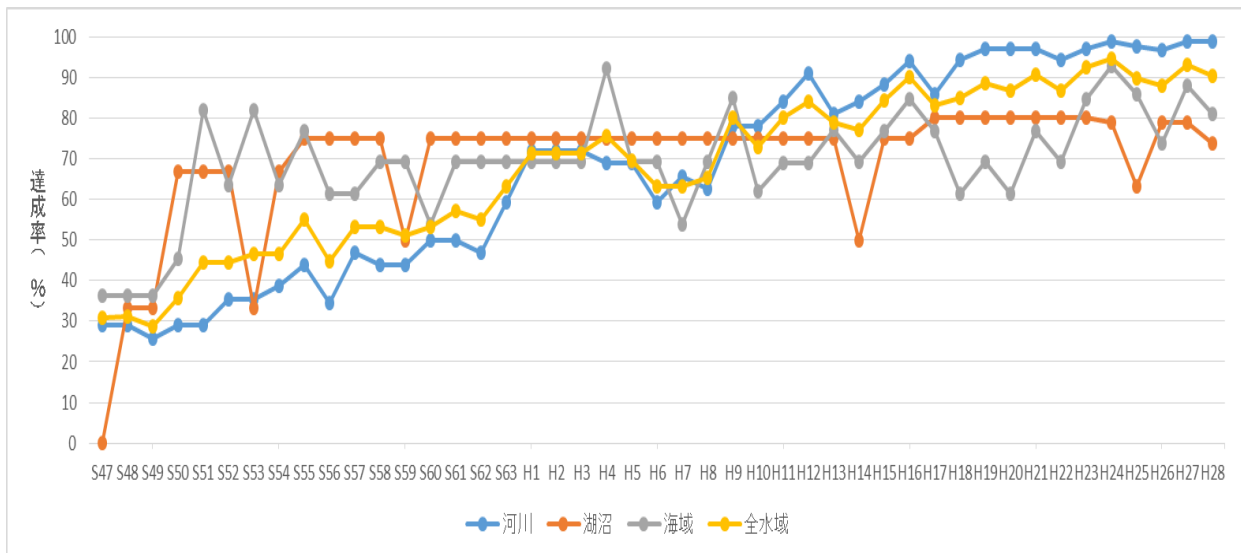


公共用水域の水質	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 県内の公共用水域におけるBOD又はCOD[※]の環境基準値に適合した測定地点の割合は、平成8年度の68.0%から平成28年度には90.5%に達しました。河川の水質は改善傾向にありますが、湖沼、海域の水質は近年横ばい状態にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼や内湾などの閉鎖性水域の水質が富栄養化状態になると淡水域ではアオコ、海域では赤潮、青潮が発生しやすい状態となり、異臭味などにより取水障害、水産業、生態系への影響等を招きます。そのため、閉鎖性水域に流れ込む生活排水については、通常の生物処理では除去できない窒素・リンを除去するため高度処理の推進が課題となっています。

※COD：

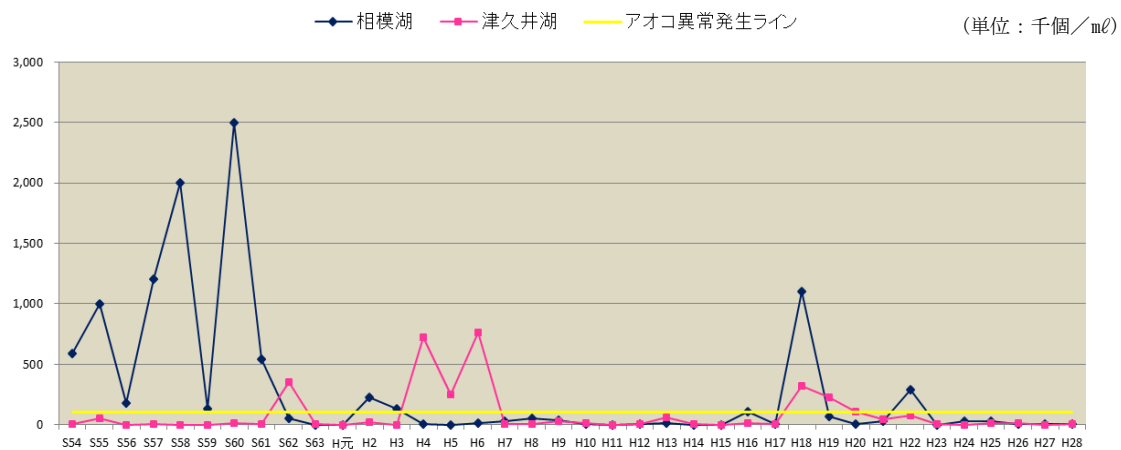
水質指標の一つであり、化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略で、水中に存在する有機物を酸化剤により分解する時に消費する酸素量を数値化したものです。数値が多いほど有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示しています。

【BOD又はCODの環境基準の測定地点の割合の推移】



(「公共用水域及び地下水の水質測定結果(神奈川県環境科学センター)」から作成)

【相模湖・津久井湖のアオコ(ミクロシスト)発生状況】

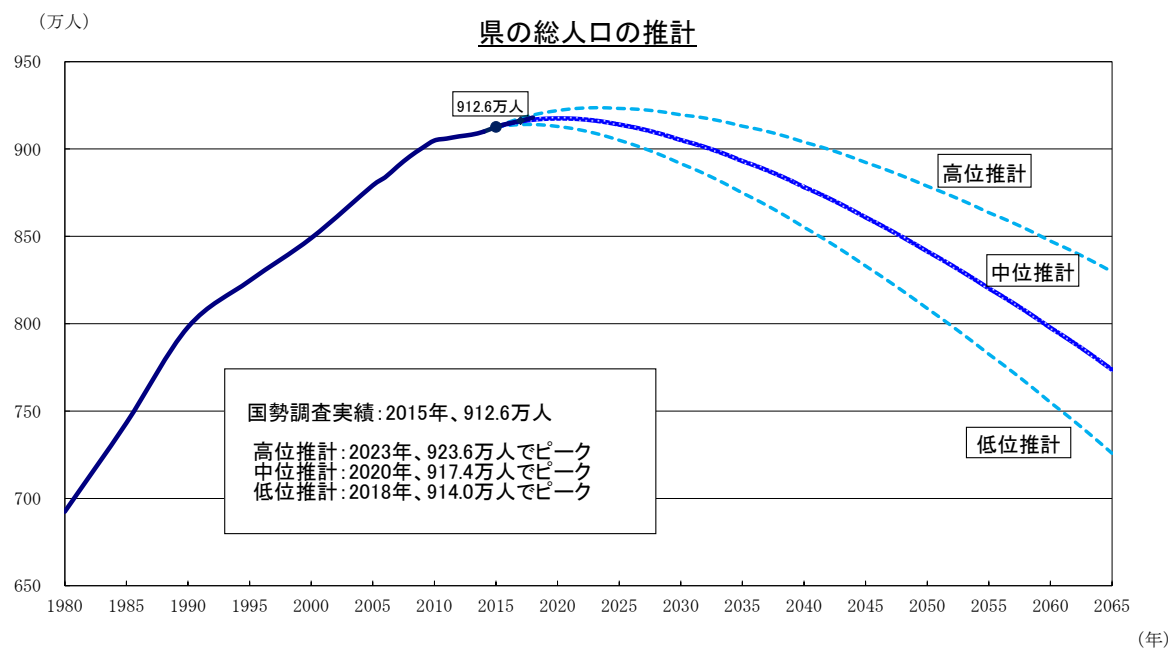


(「県営水道の水質」から作成)

(2) 社会経済情勢等の変化

人口減少と高齢化の進展	
現状	・ 県内人口は2020年頃にピークを迎え、その後減少に転じると予測されています。
課題	・ 人口減少が進む自治体においては、生活インフラなどの都市機能の維持が困難な地域が出てくることと予測されます。また高齢化の進展により総人口における就業人口の割合が減少し、それにより県民1人当たりの所得が低下し、豊かな生活が脅かされるおそれがあります。

【県の将来人口推計】



※出生率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年4月)」の出生率をもとに、神奈川の出生率を設定。
 ※将来の転入と転出によって生じる社会増減の程度に応じて、高位・中位・低位の3つのケースを設定して推計。

(県政策局作成)

4 生活排水処理施設に係る整備方針等

(1) 基本事項

- ・国の通知「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」により、今後10年程度を目途に汚水処理の概成（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指す方針が示されました。
- ・この構想は、この国の方針に基づき、各市町村が策定した「早期概成アクションプラン」を集約したものです。

ア 基本方針

本県における生活排水処理施設の整備の考え方は次のとおりです。

1 整備の基本方針

- 都市化が進んでいることを踏まえた、集合処理である下水道の整備
- 農業振興地域（下水道区域を除く。）のうち、集合処理が適している区域における農業集落排水施設の整備
- 家屋が点在し集合処理が適していない地域における個別処理としての合併処理浄化槽の普及

2 整備手法選定の考え方

主に次の点を考慮してそれぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進めます。

- 各地域における今後の人口動態・分布の見通し
- 既存生活排水処理施設の設置状況（経過年数、管理状況、更新計画）
- 建設及び維持管理に係るコスト比較
- 水質保全効果（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善）
- 用地確保の難易度（浄化槽の設置スペース・放流先、集合処理施設用地等）
- 当該地域の特性、住民の意向

3 早期概成の考え方

- 人口減少等を踏まえ、集合処理施設整備区域を適切に見直します。
- 生活排水処理施設間の経済比較を原則としつつ、クイックプラン（早期・低コスト型下水道整備手法）の導入などにより平成37年度までに生活排水処理施設の整備を概ね完了させます。
- 下水道整備に10年以上かかる地区については浄化槽整備等による弾力的な対応を行います。

イ 構想改訂に当たっての検討

今回の構想の改訂に当たり、各市町村は生活排水処理施設整備に係る課題を十分踏まえ、新たに早期概成アクションプランの策定※作業を進める中で、整備手法の検討を行いました。

※既に概成している市町村はアクションプラン策定の対象外。

【検討結果】

下水道エリアを合併処理浄化槽エリアに見直した市町村は、16市町村あり、見直した面積は3,014haとなっています。

なお、農業集落排水施設エリアについては、変更ありませんでした。

ウ 整備目標

国の方針^{*}に沿って各市町村が策定した早期概成アクションプランを集約した結果、平成37年度までに県全体の生活排水処理率99%とすることを目標とします。

また、構想の最終年次である平成42年度までに生活排水処理率100%を目指します。

※今後10年程度の早期（平成38年度まで）に生活排水処理施設の整備を概ね完成させることを目標とする。（平成26年1月30日付「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」）

【県全体における整備目標】

年 度	基準年次 (平成28年度)	概成年次 (平成37年度)	最終年次 (平成42年度)
生活排水処理率	97.9%	99%	100%

【参考】

整備手法	基準年次 (平成28年度)		概成年次 (平成37年度)		最終年次 (平成42年度)	
	整備人口 (千人)	割合	整備人口 (千人)	割合	整備人口 (千人)	割合
下水道	8,848	96.6%	8,953	97.6%	8,901	98.3%
単独公共下水道	6,809	74.4%	6,886	75.1%	6,844	75.5%
流域関連公共下水道	2,036	22.2%	2,064	22.5%	2,053	22.7%
特定環境保全公共下水道	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
農業集落排水施設	3	0.0%	3	0.0%	3	0.0%
集合処理合計	8,851	96.7%	8,956	97.6%	8,904	98.3%
個人設置型合併処理浄化槽	116	1.3%	136	1.5%	120	1.3%
市町村設置型合併処理浄化槽	2	0.0%	7	0.1%	10	0.1%
個別処理合計	118	1.3%	143	1.5%	130	1.4%
生活排水処理人口	8,971	—	9,100	—	9,040	—
全県人口	9,159	—	9,170	—	9,059	—
生活排水処理率	97.9%		99.2%		99.8%	

※1 平成28年度の全県人口は平成28年度末の住民基本台帳人口です。

※2 平成37年度及び最終年次の全県人口は、市町村における推計値を積み上げたものを使用しています。

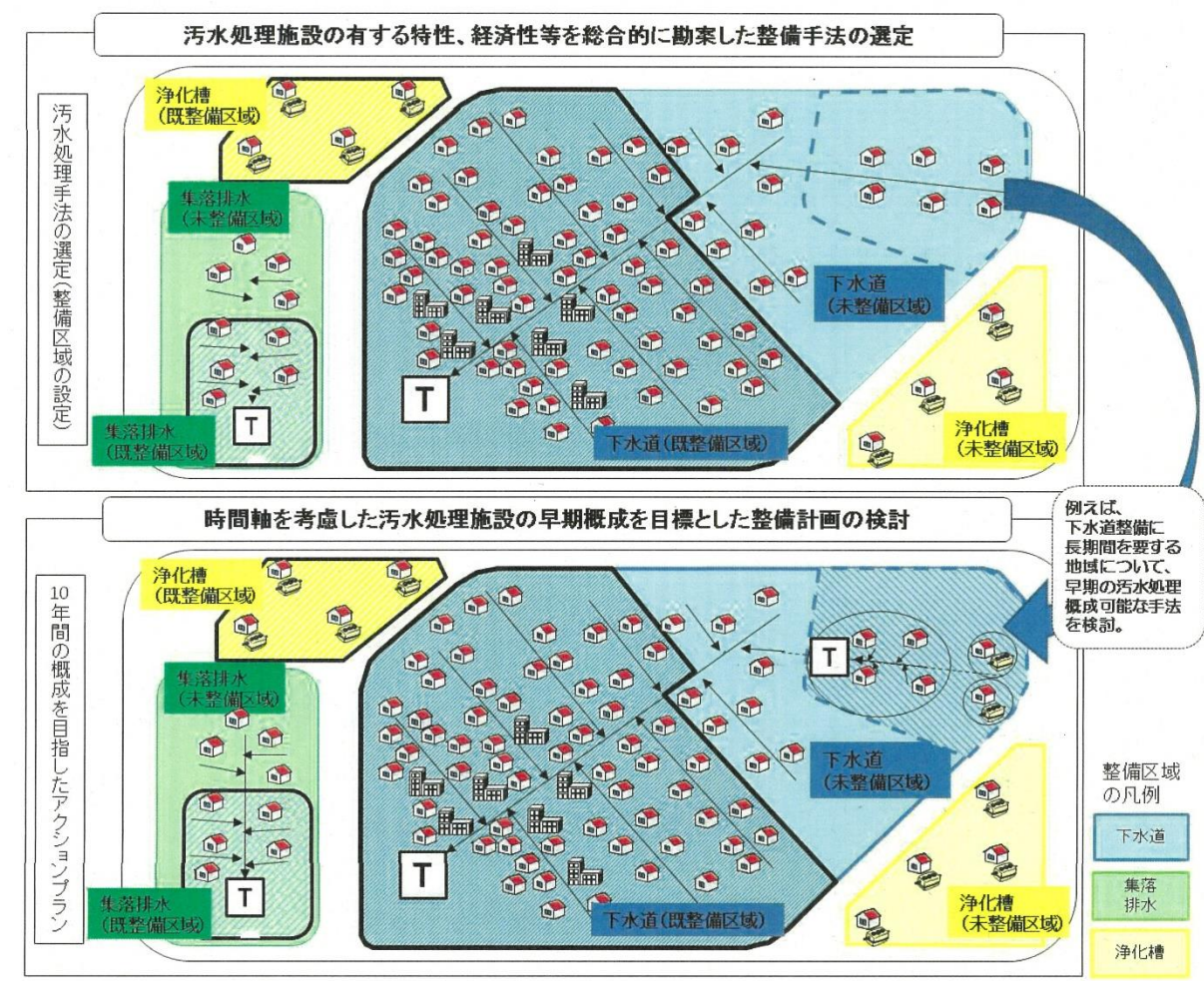
※3 概成年次は、国の方針に基づく早期概成アクションプランにおける県の目標年次です。

エ 構想の点検と見直し

構想については、2025（平成37）年度に内容を点検することとします。その他社会情勢の変化等に合わせて適宜見直すこととします。

なお、市町村においては、構想の見直し時期に関わらず、生活排水処理施設の整備計画等を適宜適切に見直すこととします。

【早期概成アクションプランのイメージ】



(2) 「汚水処理の事業運営に係る『広域化・共同化計画』」*の策定

汚水処理施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来、人口減少等に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等に対応するため、市町村等と連携して、汚泥の利活用を含む汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」を2022年度（平成34年度）までに策定します。

*『広域化・共同化計画』とは施設統廃合、維持管理の共同化などにより、効率的な事業運営を実施することを目指した計画をいいます。

5 構想を実現するために

本構想が目指す生活排水処理率100%を早期に達成するため、県及び市町村は、次の事項に配慮しながら、積極的に取組みを進めます。

(1) 地域特性に応じた効率的な整備促進

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のため、市町村は社会・経済情勢の変化や財政状況を勘案しながら、地域の実情に応じた効率的な生活排水処理施設の整備を促進します。

特に相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域においては、水源環境保全・再生のための超過課税を活用して生活排水処理施設整備のスピードアップを図ります。中でもダム集水域においては、富栄養化状態にあるダム湖の水質を改善するため、県は窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進します。

(2) 合併処理浄化槽への転換の促進

合併処理浄化槽設置に対する助成制度を有する市町村は、制度の利用を住民の方々に周知し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

また、設置後の適正な維持管理の観点から、県は従来の個人設置型による合併処理浄化槽整備に加え、市町村自らが設置主体となる市町村設置型による合併処理浄化槽整備の導入の検討を市町村に働きかけます。

(3) 県民への広報・啓発

生活排水処理施設の円滑な整備を促進していくためには、県民の皆様には施設の役割と必要性に対する理解が必要であることと、何よりも生活排水を適切に処理することの重要性について理解を深めていただくため、県及び市町村は広報媒体等を活用して普及啓発を積極的に推進します。

(4) 早期接続の促進

下水道や農業集落排水施設が整備された区域において生活排水の適切な処理を行うためには、施設への接続を行う必要があることから、市町村は広報媒体等の活用により施設への早期接続を促進します。

(5) 生活排水処理施設の適正な維持管理

下水道施設については、経営基盤強化のため、効率的な維持管理・運営を進めます。

また、合併処理浄化槽は適正な維持管理が行われて初めて、その機能が有効に活かされることから、県及び市町村は法定検査機関と連携して維持管理体制を整備するとともに、法定検査の受検率を向上させるため、浄化槽管理者である県民の皆様への啓発を推進します。

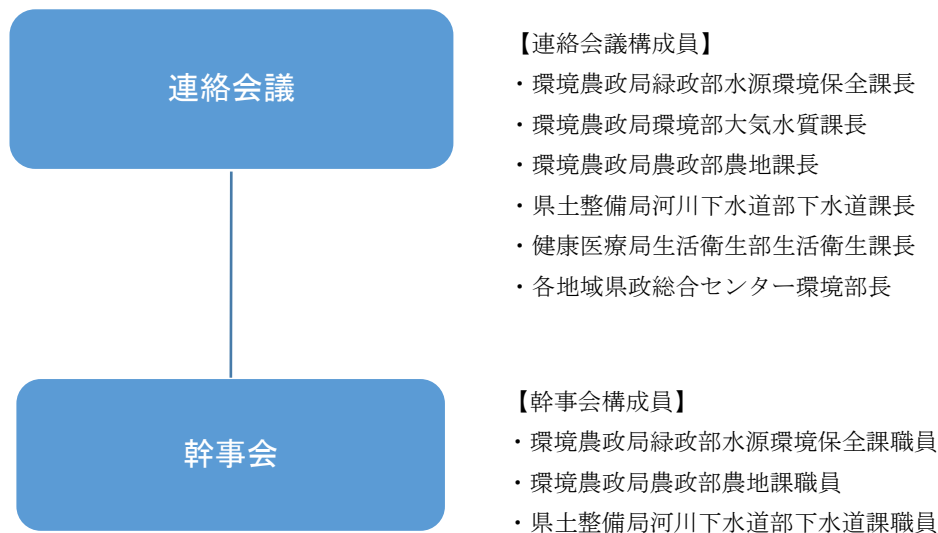
6 生活排水処理の役割分担等

(1) 生活排水処理の役割分担

県民	市町村	県
<ul style="list-style-type: none"> • 下水道や農業集落排水施設への接続 • 合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理 • 調理くず、食用廃油等の適切な処理、洗剤の適正使用 	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道、農業集落排水施設、市町村設置型浄化槽等の整備・維持管理 • 下水道や農業集落排水施設への接続支援 • 生活排水処理施設に係る住民への支援 • 生活排水処理施設の普及・維持管理に関する住民への啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> • 流域下水道の整備・維持管理 • 下水道、農業集落排水施設に係る市町村への技術支援 • 合併処理浄化槽に係る市町村への支援 • 水源保全地域の生活排水処理施設整備に係る市町村への支援 • 生活排水処理施設に係る広域的な調整 • 生活排水処理施設の普及・維持管理に関する県民への啓発活動

(2) 神奈川県生活排水施設整備構想連絡会議

神奈川県生活排水施設整備構想連絡会議では、構想の適切な進行管理を図るとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を効果的かつ効率的に推進します。



7 生活排水処理施設整備目標（市町村別）

(1) 基準年次（平成 28 年度）

		全体			下水道		農業集落排水		浄化槽						その他	
		行政人口 (人)	生活排水 処理人口 (人)	生活排水 処理率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)			普及率 (%)			整備人口 (人)	普及率 (%)
									個人設置	市町村設置	合計	個人設置	市町村設置	合計		
1	横浜市	3,737,338	3,735,462	99.9%	3,734,434	99.9%	0		1,028	0	1,028	0.0%		0.0%		
2	川崎市	1,480,767	1,474,590	99.6%	1,472,773	99.5%	0		1,817	0	1,817	0.1%		0.1%		
3	相模原市	716,490	700,592	97.8%	691,056	96.5%	261	0.0%	7,564	1,711	9,275	1.1%	0.2%	1.3%		
4	横須賀市	409,891	404,764	98.7%	400,659	97.7%	0		2,917	0	2,917	0.7%		0.7%	1,188	0.3%
5	平塚市	257,109	254,949	99.2%	250,531	97.4%	3,035	1.2%	1,383	0	1,383	0.5%		0.5%		
6	鎌倉市	176,466	172,243	97.6%	171,840	97.4%	0		403	0	403	0.2%		0.2%		
7	藤沢市	428,846	412,489	95.7%	409,367	95.5%	0		3,122	0	3,122	0.2%		0.2%		
8	小田原市	193,414	169,484	87.6%	159,817	82.6%	0		9,667	0	9,667	5.0%		5.0%		
9	茅ヶ崎市	241,718	235,424	97.4%	231,034	95.6%	0		4,390	0	4,390	1.8%		1.8%		
10	逗子市	60,081	60,081	100.0%	60,081	100.0%	0		0	0	0					
11	三浦市	44,860	26,983	60.1%	15,223	33.9%	0		11,760	0	11,760	26.2%		26.2%		
12	秦野市	162,325	156,900	96.7%	141,592	87.2%	0		15,308	0	15,308	9.4%		9.4%		
13	厚木市	224,836	209,882	93.3%	200,836	89.3%	0		9,046	0	9,046	4.0%		4.0%		
14	大和市	235,589	228,878	97.2%	224,209	95.2%	0		4,669	0	4,669	2.0%		2.0%		
15	伊勢原市	100,412	87,939	87.6%	78,277	78.0%	0		9,662	0	9,662	9.6%		9.6%		
16	海老名市	131,387	129,780	98.8%	125,761	95.7%	0		4,019	0	4,019	3.1%		3.1%		
17	座間市	130,329	128,691	98.7%	127,741	98.0%	0		950	0	950	0.7%		0.7%		
18	南足柄市	43,151	35,030	81.2%	30,798	71.4%	0		4,232	0	4,232	9.8%		9.8%		
19	綾瀬市	85,122	82,099	96.4%	80,243	94.3%	0		1,856	0	1,856	2.2%		2.2%		
20	葉山町	33,377	25,453	76.3%	21,158	63.4%	0		4,295	0	4,295	12.9%		12.9%		
21	寒川町	48,414	45,366	93.7%	45,009	93.0%	0		357	0	357	0.7%		0.7%		
22	大磯町	32,955	31,854	96.7%	24,806	75.3%	0		7,048	0	7,048	21.4%		21.4%		
23	二宮町	29,027	25,599	88.2%	25,100	86.5%	0		499	0	499	1.7%		1.7%		
24	中井町	9,614	8,276	86.1%	7,345	76.4%	0		931	0	931	9.7%		9.7%		
25	大井町	17,135	15,969	93.2%	15,240	88.9%	0		729	0	729	4.3%		4.7%		
26	松田町	11,291	9,575	84.8%	9,124	80.8%	0		451	0	451	4.0%		4.0%		
27	山北町	10,763	9,548	88.7%	8,731	81.1%	0		500	317	817	4.6%	2.9%	7.6%		
28	開成町	17,287	15,527	89.8%	12,941	74.9%	0		2,586	0	2,586	15.0%		15.0%		
29	箱根町	11,931	8,341	69.9%	7,042	59.0%	0		1,299	0	1,299	10.9%		10.9%		
30	真鶴町	7,519	2,456	32.7%	1,317	17.5%	0		1,139	0	1,139	15.1%		15.1%		
31	湯河原町	25,607	25,170	98.3%	23,912	93.4%	0		1,258	0	1,258	4.9%		4.9%		
32	愛川町	40,847	38,744	94.9%	37,189	91.0%	0		1,555	0	1,555	3.8%		3.8%		
33	清川村	3,013	2,992	99.3%	2,939	97.5%	0		53	0	53	1.8%		1.8%		
合計		9,158,911	8,971,130	97.9%	8,848,125	96.6%	3,296	0.0%	116,493	2,028	118,521	1.3%	0.0%	1.3%	1,188	0.0%

(2)概成年次(平成37年度)

		全体			下水道		農業集落排水		浄化槽						その他	
		行政人口 (人)	生活排水 処理人口 (人)	生活排水 処理率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口 (人)	普及率 (%)	整備人口(人)			普及率(%)			整備人口 (人)	普及率 (%)
									個人設置	市町村設置	合計	個人設置	市町村設置	合計		
1	横浜市	3,736,500	3,736,500	100.0%	3,736,500	100.0%	0		0	0	0				0	
2	川崎市	1,572,700	1,567,501	99.7%	1,565,729	99.6%	0		1,772	0	1,772	0.1%		0.1%	0	
3	相模原市	716,886	711,199	99.2%	700,659	97.7%	261	0.0%	3,580	6,699	10,279	0.5%	0.9%	1.4%	0	
4	横須賀市	379,021	377,413	99.6%	370,960	97.9%	0		5,350	0	5,350	1.4%		1.4%	1,103	0.3%
5	平塚市	258,700	258,700	100.0%	253,805	98.1%	2,711	1.0%	2,184	0	2,184	0.8%		0.8%	0	
6	鎌倉市	165,760	165,082	99.6%	164,858	99.5%	0		224	0	224	0.1%		0.1%	0	
7	藤沢市	429,713	418,578	97.4%	417,412	97.1%	0		1,166	0	1,166	0.3%		0.3%	0	
8	小田原市	183,700	173,300	94.3%	157,800	85.9%	0		15,500	0	15,500	8.4%		8.4%	0	
9	茅ヶ崎市	239,565	239,565	100.0%	228,976	95.6%	0		10,589	0	10,589	4.4%		4.4%	0	
10	逗子市	54,500	54,500	100.0%	54,500	100.0%	0		0	0	0				0	
11	三浦市	41,200	34,270	83.2%	13,479	32.7%	0		20,791	0	20,791	50.5%		50.5%	0	
12	秦野市	166,700	164,735	98.8%	155,780	93.4%	0		8,955	0	8,955	5.4%		5.4%	0	
13	厚木市	219,445	213,681	97.4%	203,538	92.8%	0		10,143	0	10,143	4.6%		4.6%	0	
14	大和市	234,820	228,146	97.2%	223,477	95.2%	0		4,662	7	4,669	2.0%	0.0%	2.0%	0	
15	伊勢原市	98,627	98,627	100.0%	81,479	82.6%	0		17,148	0	17,148	17.4%		17.4%	0	
16	海老名市	135,477	135,477	100.0%	134,879	99.6%	0		598	0	598	0.4%		0.4%	0	
17	座間市	128,400	128,400	100.0%	127,763	99.5%	0		637	0	637	0.5%		0.5%	0	
18	南足柄市	41,000	38,566	94.1%	32,795	80.0%	0		5,771	0	5,771	14.1%		14.1%	0	
19	綾瀬市	81,000	79,380	98.0%	76,800	94.8%	0		2,580	0	2,580	3.2%		3.2%	0	
20	葉山町	32,100	32,100	100.0%	28,600	89.1%	0		3,500	0	3,500	10.9%		10.9%	0	
21	寒川町	48,500	46,070	95.0%	45,962	94.8%	0		108	0	108	0.2%		0.2%	0	
22	大磯町	32,500	32,500	100.0%	30,000	92.3%	0		2,500	0	2,500	7.7%		7.7%	0	
23	二宮町	25,886	25,886	100.0%	24,040	92.9%	0		1,846	0	1,846	7.1%		7.1%	0	
24	中井町	9,056	8,030	88.7%	6,964	76.9%	0		1,066	0	1,066	11.8%		11.8%	0	
25	大井町	17,000	17,000	100.0%	15,600	91.8%	0		1,400	0	1,400	8.2%		8.2%	0	
26	松田町	10,793	9,990	96.1%	9,400	87.1%	0		590	0	590	5.7%		5.7%	0	
27	山北町	8,899	8,434	94.8%	7,160	80.5%	0		896	378	1,274	10.1%	4.2%	14.3%	0	
28	開成町	19,200	19,200	100.0%	15,700	81.8%	0		3,500	0	3,500	18.2%		18.2%	0	
29	箱根町	10,000	8,215	82.2%	6,215	62.2%	0		2,000	0	2,000	20%		20%	0	
30	真鶴町	6,573	4,133	62.9%	2,330	35.4%	0		1,803	0	1,803	27.4%		27.4%	0	
31	湯河原町	22,780	22,553	99.0%	21,075	92.5%	0		1,478	0	1,478	6.5%		6.5%	0	
32	愛川町	39,500	39,195	99.2%	35,945	91.0%	0		3,250	0	3,250	8.2%		8.2%	0	
33	清川村	3,400	3,397	99.9%	3,340	98.2%	0		57	0	57	1.7%		1.7%	0	
	合計	9,169,901	9,100,323	99.2%	8,953,520	97.6%	2,972	0.0%	135,644	7,084	142,728	1.5%	0.1%	1.6%	1,103	0.0%

神奈川県

神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111(代表)